



パブリック・コメント 手続ってなあに？



皆さんの意見で切り開く未来へ



パブリック・コメント手続ってなに？

Q パブリック・コメント手続って、どのような制度ですか？



A パブリック・コメント手続とは、町民皆さんの生活に広く影響を与える計画や条例などを策定・変更するときに、その内容を案の段階で皆さんにお知らせし、意見や提案などを広く町民の皆さんから募集するというものです。

そして、皆さんからいただいた意見をもとに必要に応じて案を修正し、最終的な意思決定を行います。また、寄せられた意見を集約し、町の考え方とあわせて公表します。これら一連の手続のことを「パブリック・コメント手続」と言います。

なぜこの制度が必要なのですか？

Q なぜこのような制度ができたのですか？



A 地方分権が進む中、これからは、町独自の行政運営が必要となっています。

町の権限が拡大する反面、今まで以上に責任ある自治体でなければなりません。

こうしたことから、町の意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図るため、これまでも増して、町民皆さんの意向を反映した住民参加による町政運営が必要になったのです。

そのため、町では、自治基本条例を制定し、その中の一つとして、パブリック・コメント手続制度を設けました。

町民皆さんと共に、よりよいものをつくっていくことが、この制度の大きな役割なのです。

どんなものに対して意見できるのですか？

Q どのようなものに意見ができるのですか？



A どのようなものでも意見できるというわけではありません。

意見等を募集する対象は、次のとおりです。

- ① 町の基本的な制度を定める条例や町民皆さんに義務を課したり、権利を制限する条例
- ② 総合計画などの町の基本的な計画
- ③ 主要な施設の建設に係る基本計画など

どのようにして意見を提出したらいいのですか？

Q 意見を提出したいのですが、どこで閲覧することができるのですか？



A この制度は、対象となる案をなるべく多くの町民の方に周知するため、意見の募集に先だって、予告を行います。予告は、対象となる案の名称、提出期間や入手方法を町の広報紙やホームページなどで予告します。

その後、一定の期間で、案や資料（趣旨・経過・概要など）を公表し、皆さんからの意見を募集します。これらの情報は、ホームページや町の指定する場所（本庁町政情報コーナー、文化会館、半原・中津公民館）で得ることができます。

Q 意見を提出する方法はどのようにすればよいのですか？

A 所定の用紙に必要事項を記入して、町の指定する場所への持参、郵便、ファックス、電子メールなどにより提出できます。

私たちの意見はどうなりますか？

Q わたしたちの意見はどのように取り扱われるのですか？



A この制度では、皆さんから寄せられた意見について、十分な検討を行い、反映できる点は最終案に取り入れ、反映できなかった場合にはその理由を明確にします。

いずれも、皆さんから提出された意見に対する町の考え方をまとめ、案の修正内容や提出された意見とともに、最終的な結果を公表していきます。

責任ある自治体へ

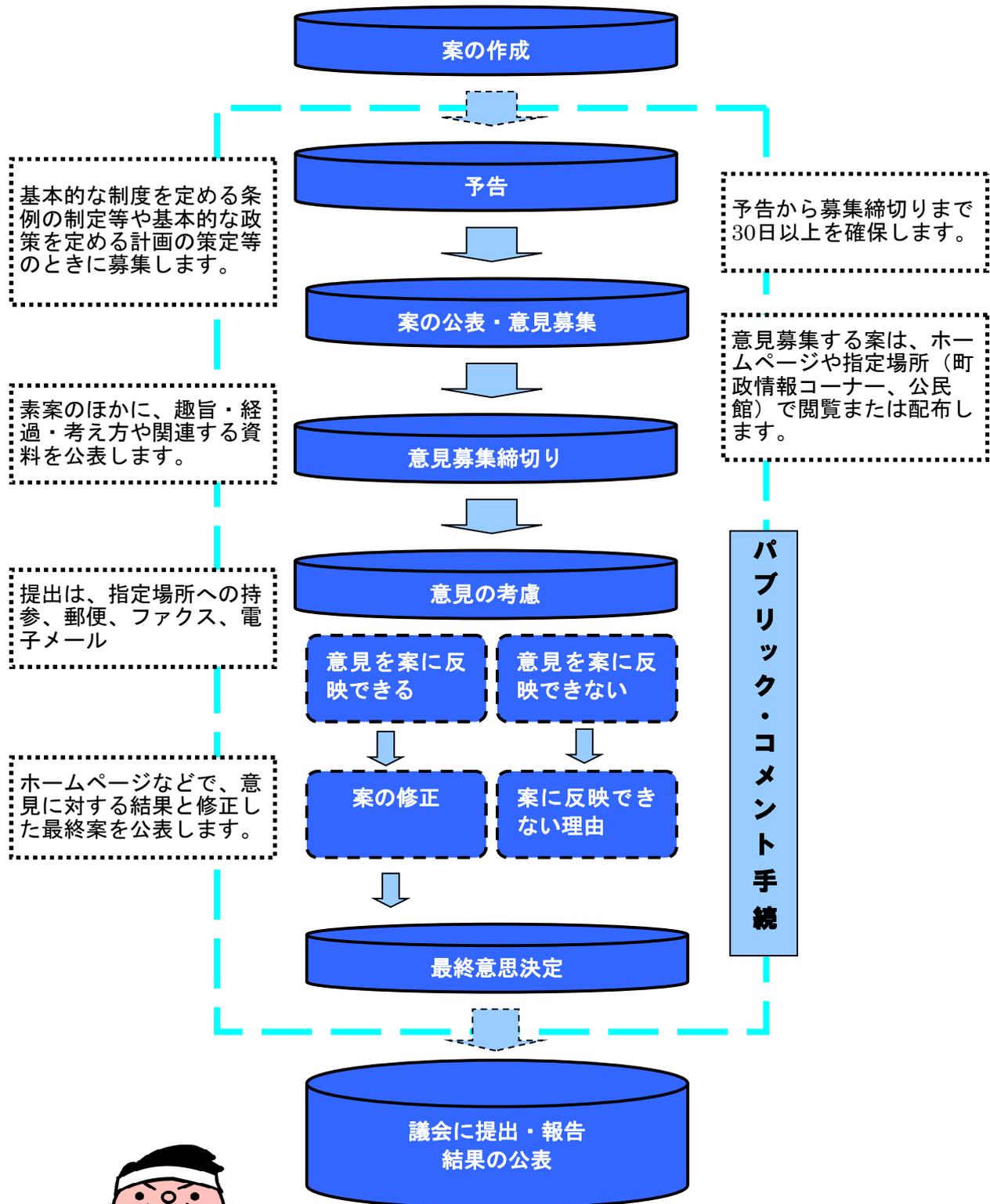
この制度を導入することは、町の重要な計画などに係る意思決定過程を明らかにすることで、公正性と透明性を確保できます。

そして、「いつ・どこで・だれが・どのように議論・決定されたか」を明らかにすることで、町と町民の皆さんと情報を共有することができ、住民参加による協働の行政運営を進めることができる制度なのです。

責任ある自治体として、皆さんがこれまで以上に行政に参加しやすい環境づくりを目指します。



パブリック・コメント手続の流れ



問い合わせ
総務部行政推進課行政管理班
電話 046-285-2111
FAX 046-286-5021
Email : gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp